

平成29年第2回定例会12月議会提出議案概要書(2)

議 案 目 録

- 議案第150号 明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第151号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定（給料水準を平均0.2%引上げ）

(2) 勤勉手当の支給率の引上げ

ア 平成29年度12月期

（現行）100分の85 → （改正）100分の95

〔再任用職員（現行）100分の40 → （改正）100分の45〕

イ 平成30年度6月期以降

（現行）100分の95 → （改正）100分の90

〔再任用職員（現行）100分の45 → （改正）100分の42.5〕

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は平成29年4月1日から、2の(2)アは平成29年12月1日から適用する。ただし、2の(2)イは、平成30年4月1日から施行する。

議案第151号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の引上げ

(1) 平成29年度12月期

(現行) 100分の220 → (改正) 100分の230

(2) 平成30年度以降

ア 6月期

(現行) 100分の205 → (改正) 100分の210

イ 12月期

(現行) 100分の230 → (改正) 100分の225

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、2の(2)は、平成30年4月1日から施行する。